

REACH 規則のタイムライン

このタイムラインは、段階的に移行される REACH 規則の実行期限を時系列にしたものです。

項目の適用開始日、特定規定の適用開始日、再審査の期日や既存規則の効力廃止日、報告書の提出期日等を表しています。

REACH 規則の適用時期	
2007年6月1日	一般的事項（目的、範囲および適用、定義） 供給連鎖中の情報 手数料および料金 欧州化学品庁 所管当局 執行 移行規定および最終規定
2008年6月1日	物質の登録 データ共有および不必要な試験の回避 川下ユーザー 評価 認可 分類・表示インポート 情報 128条 自由移動 136条 既存物質に関する移行措置
2008年8月1日	135条 届出物質に関する移行規定
2009年6月1日	ある種の危険な物質、調剤および成型品の製造、上市および使用に関する制限 付属書 ある種の危険な物質、調剤および成型品の製造、上市および使用の制限

2007年	
6月1日	31条 ：サプライチェーン下流に向けての、SDSの必要な物質の情報伝達義務。
6月1日～	32条 ：サプライチェーン下流に、SDSが義務付けられていない物質の情報（登録番号、認可、制限の詳細、他）を伝達する。
6月1日～	115条 ：CMRカテゴリー1,2,3、または呼吸器過敏性物質の共同体レベルでの分類および表示について指令67/548/EECとの調和化。
6月1日	廃止 ：指令91/155/EEC（安全性データシートに記載されるべき情報） 削除 ：指令1999/45/EEC（危険な調剤の分類、包装および表示）の14条（安全性データシートの規定）

2008年	
6月1日 (迄に)	74条：欧州委員会規定で、REACHに係る手数料および料金を設定。 118条(3)：欧州委員会規則（EC） 1049/2001(欧州議会、理事会および委員会文書の閲覧権に関する)をREACHへ適用。
6月1日	128条：REACH規則の元での物質の自由移動。 136条：既存物質に関する移行措置。
6月1日 (迄に)	138条(4)：REACH 付属書（物質をアセスし化学品安全性報告書のための一般規定）（登録義務からの免除）および（登録義務からの免除）に関する欧州委員会での再審査。
6月1日～ 12月1日	28条：年間1ト以上製造あるいは輸入している段階的導入（既存）物質の予備登録期間。
6月1日	廃止：指令 93/105/EC（技術一式文書に関する情報） 指令 2000/21/EC（危険物質に関する指令の修正） 規則（EEC） 793/93(既存物質のリスク管理および評価) 規則（EC） 1488/94（既存物質のリスク・アセスメントに関する原則）
8月1日	135条：届出物質に関する移行規定。
12月1日	7条：成型品中の物質の登録および届出。
12月1日 (迄に)	126条：欧州加盟国はREACH規則の不遵守に対する刑罰を定め欧州委員会へ報告。 138条(5)：REACH 付属書（PBT、vPvB物質規定の規定基準の妥当性）の再審査。

2009年	
6月1日 (迄に)	58条(3)：欧州化学品庁（ECHA）による、付属書（認可の対象となる物質リスト）に含まれるべき優先物質の第1回勧告(2年毎)。
6月1日～	67条：既存市場および付属書に表示されている物質の使用条件の遵守。 (指令 76/769/EECでの制限遵守は2013年6月1日迄有効)
6月1日 (迄に)	67条(3)：付属書（ある種の危険物質、調剤および成型品の製造、上市および使用の制限）に関して、欧州委員会は制限イベンツリ-を公表する。
6月1日	137条(3)：欧州委員会は、指令 76/769/EECに基づく制限に関して、2007年6月1日以降の全ての修正事項を組み込んだ付属書が発効。 廃止：指令 93/67/EEC（新届出物質のリスク・アセスメント） 指令 76/769/EEC（上市およびある種危険物質と調剤の制限）
6月1日	付属書（制限された物質リストおよび制限条件）

2010年

6月1日 (迄に)	117条(1)：欧州加盟国から欧州委員会への、REACH規則運用に関する報告書提出(5年毎)。
12月1日	23条(1)：年間1ト以上のCMR(カテゴリー1,2)猛毒性物質、及び年間1000ト以上の物質に対する、段階的導入物質としての登録規定が期限満了。 116条：113条に述べられた欧州化学品庁(ECHA)への届出義務適用。

2011年

6月1日 (迄に)	117条(2)：REACH規則運用に関する、欧州化学品庁から欧州委員会への第1回報告書提出(5年毎)。 117条(3)：非動物試験戦略に関する、欧州化学品庁から欧州委員会への第1回報告(3年毎)。
12月1日 (迄に)	44条(2)：3年間のローリング・アクション・プラン(各年度の評価物質の指定)案提出。

2012年

6月1日 (迄に)	117条(4)：REACH規則運用、および、代替試験法の開発と評価のための資金供与に関する、欧州委員会の第1回一般報告書公表(5年毎)。 138条(3)：1年当たり1トから10ト未満の物質の登録要件の再審査(117条(4)の報告書に関連する)。 138条(6)：他に関連する共同体規定との重複を避けるために、REACH規則の範囲再審査。
12月1日 (迄に)	43条(2)(a)：欧州化学品庁が2010年12月1日までに受領し、付属書およびを満たす試験提案について、審査結果草案を作成。

2013年

6月1日	23条(2)：1年当たり100ト以上の段階的導入物質に対する登録の期限。
6月1日 (迄に)	67条(3)：欧州加盟国は、付属書に関連するいかなる既存のより厳しい制限条項を撤廃。付属書(制限物質リスト)は2009年6月1日迄に欧州委員会が公表。 138条(7)：欧州委員会は、内分泌かく乱物質を持つ物質を「的確な管理」認可から外すか否かをアセスするための再審査。

2014年

6月1日 (迄に)	138条(1)：欧州委員会は、CMRカテゴリー1,2の物質に対して、化学品安全性アセスメントを求めるか否かについて再審査。
--------------	---

2016年

6月1日 (迄に)	43条(2)(b) : 欧州化学品庁は、2013年6月1日までに受領した、付属書の情報要件のみを満たす試験提案に関する、審査結果案を作成。
--------------	---

2018年

6月1日 (迄に)	23条(3) : 1年当たり1ト以上の段階的導入物質に対する登録期限。
--------------	-------------------------------------

2019年

6月1日 (迄に)	<p>138条(1) : REACH規則で登録対象でない物質、または登録対象であるが1年当たり10ト未満の物質に対する化学品安全性アセスメント実施の要否を、欧州委員会が再審査。</p> <p>138条(8) : 情報伝達すべき成型品中の物質として、CMR、PBT、vPvBと内分泌かく乱物質に加え、他の危険物質へも範囲を拡大するかどうかを、欧州委員会が再審査。</p> <p>138条(9) : 非動物実験の削減を確実にするため、生殖毒性(付属書 8.7)の試験要件の再審査。</p>
--------------	--

2022年

6月1日 (迄に)	43条(2)(c) : 欧州化学品庁は、2018年6月1日迄に受領した、非動物ならびに動物試験置き換え提案を含むあらゆる試験提案を審査。
--------------	--

出典 : Consultation on the enforcement of REACH in the UK March 2007

URL www.defra.gov.uk